

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、青山信愛会職員労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 8 年 3 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

賃金引上げ、その他の諸要求

2 期 間

令和 8 年 4 月 6 日 午前零時以降、本事件解決まで

3 場 所

組合員の所属する全職場（又はその具体的な場所）

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して行う